

東日本大震災への対応について

1 迅速な契約・発注のための対応

東北地方太平洋沖地震により緊急を要する工事等の対応方針

本県の工事の発注は、条件付一般競争入札によることを原則としているが、「入札等制度改革に係る基本方針」（平成18年12月28日決定）において、「災害等緊急を要する工事に対応するため随意契約を行う場合は除く」としていることを踏まえ、次のとおり、対応方針を定めた。

<東北地方太平洋沖地震により緊急を要する工事等の対応方針>

- ア 東北地方太平洋沖地震により緊急を要する災害復旧工事等については、随意契約により速やかに対応
- イ 災害復旧以外の緊急を要する工事等についても同様に随意契約で速やかに対応
- ウ 地域に精通した企業による迅速、円滑な施工の確保などの観点から、一部の特殊又は難易度の高い工事等を除き、随意契約の相手方の選定に当たっては、基本的に地元企業・県内企業に発注
- エ 工事等以外の調達についても、同様の方針で対応

2 工事等の円滑な実施のための対応

(1) 支払いの迅速化

被災した施工中の工事等について支払いが行われないこととなれば、企業の活動にも大きな影響を与え、応急復旧等に支障を与えるおそれがある。また、甚大な被害を受けた企業においては出来高の確認や支払いに必要な書類を整えるのが困難な場合がある。

これらのことを踏まえ、次のような方法で出来高確認を行った上で部分払い等による迅速な支払いを行うこととした。

<通常の確認ができない場合における出来高確認の例>

- ア 現場確認ができない場合
関係書類により出来高確認を行う。
- イ 現場確認ができず、かつ、受注者側において必要書類がない場合
発注者が保有している書類の写しを受注者に提供して、必要書類を作成・提出してもらい出来高確認を行う。
- ウ 現場確認ができず、かつ、発注者・受注者双方において必要書類がない場合
受注者に聞き取りを行った上で、監督員等が確認、把握した施工状況などから、出来高を確認する。

(2) 前金払の割合の引上げ等

東日本大震災に伴う地方自治法施行令及び同法施行規則の改正（平成23年4月27日公布施行）により、被災地における前払金の割合を引上げることが可能となったため、受注者の着工資金の確保、下請企業等への早期支払確保、工事の適正かつ円滑な施工を目的として、県発注工事等の前金払の割合の引上げ等を行った。

<前金払の引上げ等>

- ア 工事について
 - (ア) 前金払の割合を、請負金額の「10分の4以内」から「10分の5以内」とした。
 - (イ) 中間前金払の対象となる工事を、「請負金額1,000万円以上かつ工期100日以上工事」から「請負金額300万円以上の工事」とした。
- イ 測量等委託業務について
前金払の割合を請負金額の「10分の3以内」から「10分の4以内」とした。

3 工事等の品質確保等のための対応

最低制限価格の設定

東日本大震災に伴う災害復旧工事等により、随意契約が増加すると考えられる中で、随意契約においてもなるべく複数の者から見積書の提出を受け、最低価格の者と契約することから、適切な履行と品質確保を図るため、随意契約においても最低制限価格を設定することとした。

4 被災者の就労機会確保に向けた対応

被災者雇用の評価

東日本大震災による被災者、避難者又は失職者の就業機会を確保していくため、県発注工事においても建設業による被災者等の雇用確保対策に取り組んでいくこととした。

ア 被災者雇用の実績に応じた工事成績評定点の加点

被災者等を当該工事現場の作業員として雇用した場合、従来の評定点合計に被災者等の雇用人数に応じた点数を加点する。

イ 総合評価方式における被災者等の雇用実績の評価

地域貢献に関する評価項目（選択項目）のうち、雇用に関する既存の評価項目（「新卒・離職者の雇用実績」と「雇用の維持確保」）の評価対象を拡大し評価する。

5 入札制度等の今後の運用について

- 東日本大震災においては、地震や津波による被害のほか、福島第一原子力発電所事故の収束状況も不透明であり、県内の被災状況は、地域によって異なっている。
- 東日本大震災により実施を当面延期している総合評価方式の評価項目の組み替え等については、上記の被災状況を踏まえた再検討を行った上で、工事等の発注状況や震災の収束状況を見極めながら、実施していきたい。

- また、元請・下請関係適正化対策の強化についても、被災状況を踏まえながら、施工体制事前提出方式の拡大や下請状況の抽出調査を実施していきたい。